

# 都市整備部

<u>都市計画</u> .....	- 1
<u>市営駐車場</u> .....	- 9
<u>公園・緑地</u> .....	- 10
<u>市街地整備</u> .....	- 14
<u>中心市街地整備</u> .....	- 16
<u>土木・建設</u> .....	- 17
<u>交通安全対策</u> .....	- 19
<u>住宅施策</u> .....	- 22

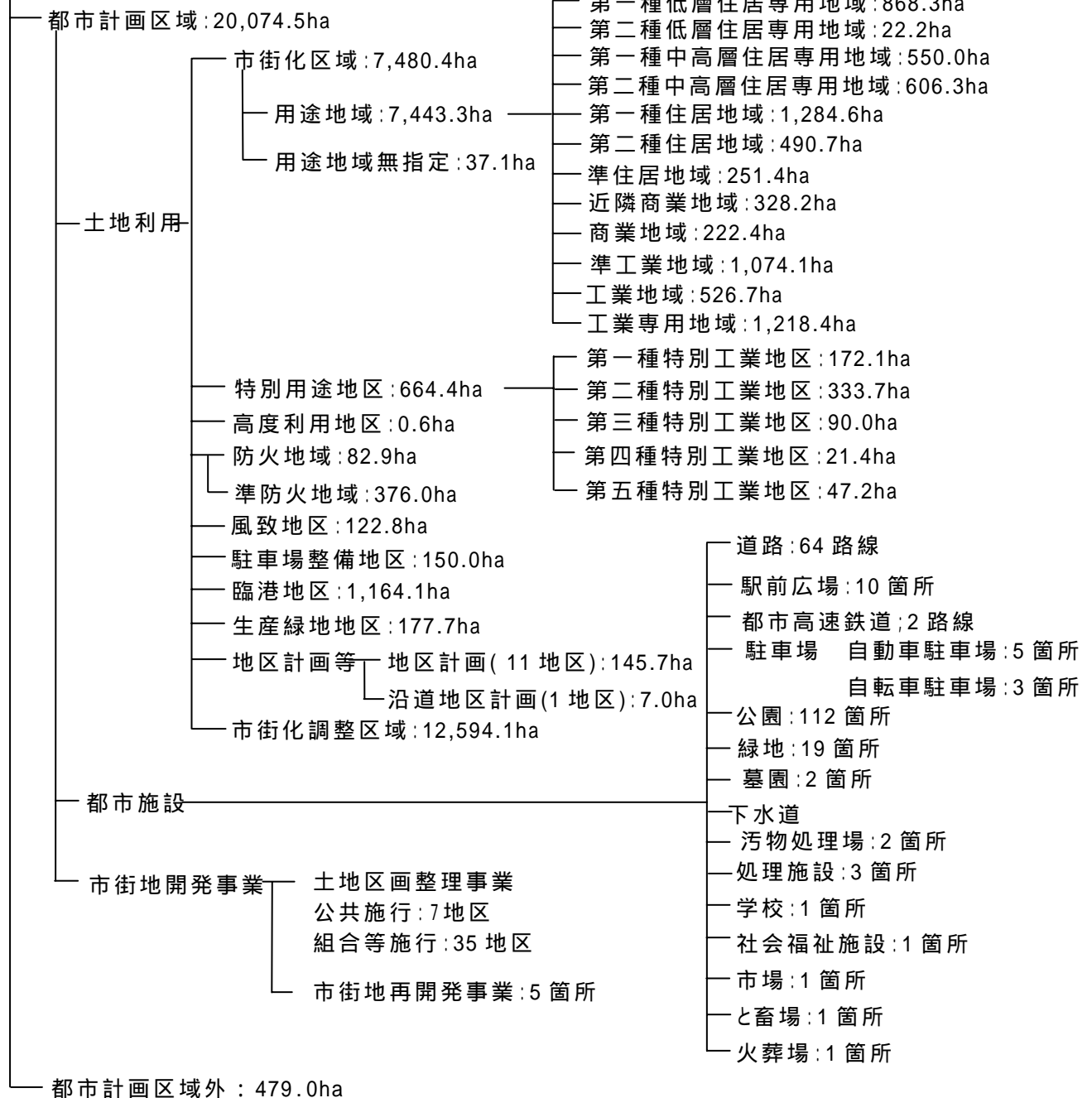
# 都市計画

都市計画とは、都市の健全な発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成して、人々の健康で文化的な生活と、機能的な都市活動を確保することを目的としている。そのために、土地の合理的な利用を図る都市計画を決定し、その計画を効果的に実現するために、適正な規制誘導や事業を行っている。

## 都市計画における区域・地域地区等の指定状況

平成 21 年 4 月 1 日現在

行政区域 : 20,553.5ha



## 1.都市計画区域

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。都市計画区域では、土地利用に対する規制を定めたり、都市施設の整備や市街地開発事業等の事業を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図っていく。

## 2.土地利用

### 区域区分(市街化区域・市街化調整区域の区分)

都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的として都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに二分することから俗に線引きと言われる。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定する。市街化区域では、以下に述べる地域地区を定めて、建築行為や開発行為の規制誘導を図るほか、都市施設の整備や市街地開発事業の実施等により、計画的に市街地を整備していく。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域を指定する。市街化調整区域では、建築・開発行為を許可制とし、市街地の無秩序な拡散を防ぐ。

### 用途地域

市街化区域内の土地利用が無秩序に進んだり、相容れない土地利用が混在することによる弊害を防ぐため区域内の土地につき建築物の用途を規制するための仕組み。住居系 7 区分、商業系 2 区分、工業系 3 区分の計 12 種類がある。各用途地域にあわせて建築できる建物の種類が定められているほか、都市計画法、建築基準法により建ぺい率・容積率、高さや壁面の位置等により建築物の形態が規制される。

### 特別用途地区

地域の特殊性に応じた土地利用の規制・誘導を図る必要がある場合に用途地域による規制を補うため、これを強化あるいは緩和するために指定される。区域内の建築行為については、市の建築条例によって規制される。現在、以下の5種類の特別用途地区を指定している。

名称	概要
第一種特別工業地区	・当初指定年月日：S50.1.16（最終変更：H19.9.7） ・指定面積：172.1ha ・内容：住居系と工業系（主に万古窯業）との混在が著しい準工業地域内においてそれらの環境を守るために、工業系及び風俗営業等関連の建築物につき、用途地域の規制を強化する。
第二種特別工業地区	・当初指定年月日：S50.1.16（最終変更：H5.6.4） ・指定面積：333.7ha ・内容：大気汚染や水質汚濁を防止するために工業地域内の工業系の建築物につき、用途地域の規制を強化する。

第三種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：H8.2.2</li> <li>・指定面積：90.0ha</li> <li>・内容：第一種住居地域、第二種住居地域内の住環境を守りつつ、地場産業（大矢知素麺）を保護するため乾麺製造業の工場の立地につき用途地域による規制を緩和する。</li> </ul>
第四種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：S50.5.10（名称変更：H17.3.14）</li> <li>・指定面積：21.4ha</li> <li>・内容：大気汚染や水質汚濁を防止するために工業地域内の工業系の建築物につき、用途地域の規制を強化する。</li> </ul>
第五種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：S50.5.10（名称変更：H17.3.14）</li> <li>・指定面積：47.2ha</li> <li>・内容：大気汚染や水質汚濁を防止するために工業専用地域内の工業系の建築物につき、用途地域の規制を強化する。</li> </ul>

#### 高度利用地区

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度や最低限度、壁面の位置等の制限を定める。現在、2地区を指定している。

地区名	面積	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	指定年月日
諏訪町地区	0.4ha	600%	200%	70%	200 m <sup>2</sup>	四日市中央線北側の東西道路境界線から2m	S63.8.2
諏訪新道第一地区	0.2ha	600%	200%	60%	200 m <sup>2</sup>	諏訪新道北側の東西道路境界線から4m	H5.2.1

#### 防火地域・準防火地域

地域内の建築物の防火・耐火性能について構造面から規制を設けることにより都市を火災から守るための仕組み。都市計画で区域とその種類（防火・準防火の別）を決めておき、区域内の一定要件（階数と床面積）の建築物については耐火建築物・準耐火建築物にしなければならない等の構造制限がかかる。過去の経験から都市が火災に弱いことからつくられた制度

< 防火地域 / 指定面積 82.9ha、指定年月日 H8.2.2(最終変更) >

< 準防火地域 / 指定面積 376.0ha、指定年月日 H8.2.2(最終変更) >

#### 風致地区

優れた自然的景観を「風致」と言い、市街地に近接した里山等の風致を都市生活者に潤いを与えてくれるものと位置付け、その計画的な維持・保全のために都市計画に風致地区を定めるもの。区域内の土地については県の条例により建築・土地の区画形質の変更等の土地利用に対し

規制がかけられる。現在、四郷地区で1地区を指定している。

< 指定面積 122.8ha、指定年月日 S51.4.13 >

#### 駐車場整備地区

円滑な道路交通の確保や地区の商業・業務等の都市活動の維持・向上を図るために、駐車場整備計画を定め、重点的に駐車場を整備する地区を駐車場整備地区に指定する。区域内的の建築行為は市の条例（『四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例』）の対象となり、建築物の用途と総床面積に応じて駐車場の設置義務が定められる。現在、中心市街地で1地区を指定している。< 指定面積 150.0ha、指定年月日 H6.2.2 >

#### 臨港地区

港湾機能の維持・増進を図るため、港湾と一体的に整備・開発すべき地区を定める。港湾法に基づき分区が指定され、建築物等の制限が港湾管理者の条例で定められる。建築基準法第48条の用途地域の用途規制及び、第49条の特別用途地区の用途規制は適用されない。

< 指定面積 1,164.1ha、指定年月日 H19.9.7(最終変更) >

#### 生産緑地地区

市街化区域内で、良好な生活環境のための空間や公共公益施設のための多目的保留地として、計画的に保全を図る農地等を定める。地区内の土地に対しては生産緑地法に基づき行為制限がかけられる。< 指定面積 177.7ha、指定年月日 H20.8.11(最終変更) >

#### 地区計画

建築物や工作物、広告物の用途、形態や、道路、公園の配置等について、きめ細かく定めることにより、建築や開発行為を規制誘導し、地区レベルのまちづくりを進めるもの。現在、12地区で指定。

地区名	区域面積	地区整備計画の概要
小林地区	21.0ha	地区施設(道路) 幅6m×4路線、幅5m×20路線 建築物の用途規制(B、C地区) 空地に雨水調整機能を持たせる(雨水を貯めたり染み込ませたりするようにする)
新正地区	11.9ha	地区施設(道路) 幅8m×6路線、幅6m×2路線 建築物の用途規制(業務街区、住宅業務街区) 壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度
日永地区	5.7ha	地区施設(道路) 幅8.5m×1、幅6.0~18.5m×1、幅6m×1 建築物の用途規制
生桑地区	14.3ha	地区施設(道路) 幅8m×2路線、幅6m×1路線、幅5m×3路線、幅4m×3路線 地区施設(公園) 1箇所 建築物の用途規制、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造

別山地区	27.5ha	地区施設(公共空地)、建築物の用途規制、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限(A地区)、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
桜今井地区	3.4ha	壁面の位置の制限、建築物の高さ制限
波木地区	7.2ha	建築物の用途規制、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
尾平地区	4.7ha	建築物の用途規制、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
緑丘地区	5.8ha	建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さ制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
中村工業地区	22.2ha	地区施設(道路) 幅 12.0m×1路線、幅 11.5m×1路線 地区施設(緑地) 1.1ha、地区施設(公共空地) 1.1ha 建築物の用途規制、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
上海老沢工業地区	22.0ha	地区施設(道路) 幅 9.0m以上×1路線、幅 6.0以上×1路線 地区施設(緑地) 0.8ha、地区施設(公共空地) 1.3ha 建築物の用途規制、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造 四日市市区域のみ記載
沿道地区	7.0ha	間口率の最低限度、建築物の高さの最低限度、建築物の遮音上の構造制限建築物の防音上の構造制限、建築条例による規制あり

### 3.都市施設

公共公益施設のうち、特に基幹的なものを都市計画に位置付け、区域内の建築行為に対し規制をかけ、計画的な整備を担保している。

道路(64路線) 自動車専用道路;3路線、幹線街路;60路線、特殊街路;1路線。都市計画道路の整備については、国・県・市各々が継続して事業進捗を図っており、市事業では千歳町小生線の整備推進を行っている。

#### 都市計画道路整備事業の進捗状況

(平成21年4月1日現在)

計画延長	改良済	概成済	未改良
225.73km	113.32km 50.2%	47.31km 21.0%	65.10km 28.8%

駅前広場

(10箇所[整備済; 7箇所、未整備3箇所])

名称(都市計画道路名)	計画面積	計画決定年月日	備考
近鉄四日市駅東口北広場 (四日市中央線)	1,500 m <sup>2</sup>	昭和49年11月29日	整備済
近鉄四日市駅東口南広場 (四日市中央線)	2,100 m <sup>2</sup>	昭和49年11月29日	整備済
JR四日市駅前広場(四日市中央線)	10,500 m <sup>2</sup>	昭和49年11月29日	整備済
近鉄富田駅東口広場(富田本町線)	1,750 m <sup>2</sup>	昭和49年11月29日	未整備
JR富田駅前広場(富田駅前線)	1,125 m <sup>2</sup>	昭和49年11月29日	未整備
近鉄富田駅西口広場(富田萱生線)	1,000 m <sup>2</sup>	昭和49年11月29日	整備済
近鉄塩浜駅西口広場(塩浜駅中里線)	1,980 m <sup>2</sup>	平成元年1月13日(最終変更)	整備済
近鉄新正駅前広場(新正1号線)	2,300 m <sup>2</sup>	平成元年1月13日(最終変更)	整備済
近鉄塩浜駅東口広場(塩浜駅前線)	1,880 m <sup>2</sup>	平成元年1月13日(最終変更)	整備済
近鉄川原町駅前広場(川原町駅前線)	2,400 m <sup>2</sup>	昭和58年1月21日	未整備

都市高速鉄道 市街地における鉄道及び道路機能の円滑化を図るため、鉄軌道の高架化を図るもの。現在、三滝川橋梁及び高架二期工事が施工中である。

名称	位置	区間延長	構造	内訳
近畿日本鉄道名古屋線	海山道一丁目(起点)～阿倉川町(終点)	4,520m	嵩上式 3,490m	路線短絡工事 1,013m(雨池川～国道1号) 盛土 高架一期工事 1,692m(国道1号～三滝川) 三滝川橋梁 70m(三滝川) 高架二期工事 715m(三滝川～海蔵川)
			地上式 1,030m	海山道町地内 400m(海山道駅～雨池川) 海蔵川橋梁 110m(海蔵川) 阿倉川町地内 520m(海蔵川～阿倉川駅)
近畿日本鉄道湯の山線	安島一丁目(起点)～中川原二丁目(終点)	1,790m	嵩上式 1,480m 地上式 310m	高架一期工事 1,790m(四日市駅～中川原駅)

駐車場

名称	種別	計画面積	計画台数	供用台数	決定年月日	構造
中央駐車場	自動車 駐車場	0.47ha	430	413	S62.4.14	地上6層 地下2層
本町駐車場		0.11ha	93	93	S59.7.26	地上3層

諏訪公園駐車場		0.19ha	142	142	S57.10.29	地下1層2段
国道1号地下駐車場		0.69ha	200	203	H6.4.27	地下2層
中央通り地下駐車場		0.73ha	300	306	H6.4.27	地下2層
四日市市自転車駐車場	自転車 駐車場	0.07ha	730	730	S54.2.24	広場式
本町自転車駐車場		0.025ha	53	53	S59.7.26	広場式
四日市市第二自転車駐車場		0.1ha	1,600	1,579	H8.4.24	地上2層

公園・緑地・墓園

種 別		計画箇所数	供用箇所数	計画面積(ha)	供用面積(ha)
公 園	広域公園	1	1	98.10	19.80
	総合公園	4	4	145.70	83.17
	運動公園	2	2	4.48	4.53
	地区公園	1	0	13.20	0
	近隣公園	9	9	15.88	16.03
	街区公園	95	90	19.22	17.85
	小計	112	106	296.58	141.38
緑 地		19	12	259.21	85.58
墓 園		2	0	48.90	0

その他の施設

種 類	名 称	区域面積	供用面積	決定年月日
汚物処理場	四日市・菰野・川越・朝日汚物処理場	2.2ha	2.2ha	S41.2.23
	楠衛生センター(し尿処理施設)	0.2ha	0.2ha	S53.1.9
処理施設	四日市ごみ処理場	12.37ha	4.3ha	H9.11.7
	廃棄物処理センター	1.67ha	0ha	H12.10.2
	楠衛生センター(ごみ焼却施設)	0.4ha	0.4ha	S53.1.9
学 校	北勢地区養護学校	2.3ha	2.3ha	S52.11.29
社会福祉施設	四日市障害福祉施設	0.8ha	0.8ha	S52.11.29



市場	北勢公設地方卸売市場	13.3ha	13.3ha	S52.11.16
と畜場	四日市市地方卸売市場食肉市場	1.0ha	0.8ha	H19.2.13 (最終変更)
火葬場	北大谷火葬場	2.7ha	2.7ha	H1.9.4 (最終変更)

#### 4.市街地開発事業

市街地において、家屋等の密集を解消し良好な住宅地や業務地の確保を図るため、宅地と道路・公園等の公共施設を一体的に整備する事業手法である。代表的なものに土地区画整理事業と市街地再開発事業がある。

##### 建築確認・開発行為許可等申請状況

本市が25万都市になったことに伴い、建築確認、建築許可等業務が昭和53年2月1日より市に移管され、また平成12年11月1日より特例市移行に伴う開発許可権限が付与されたことにより、本市の実情に即し迅速かつ適正な建築行為及び開発行為にかかる許認可事務を行っている。

区 分	平成13年度	14	15	16	17	18	19	20
建築確認申請書	2,195	2,042	1,955	1,992	2,115	2,037	1,943	1,903
建築許可等申請書(建基法)	30	40	20	20	29	35	26	24
開発許可申請書(都計法第29条)	131	101	87	104	116	113	123	130
建築許可申請書(都計法第43条)	100	43	62	52	60	68	68	55
土地取引届出(国土法第23条)	26	14	27	29	29	27	73	136

# 市営駐車場

## 施設の概要

駐車場整備計画に基づき、都市計画決定を行って中央及び本町駐車場を供用している。

	中央駐車場	本町駐車場
所在地	諏訪町1-25	本町3-3
開設年度	昭和62～63年度	昭和60年度
建設年月日	平成元年4月1日	昭和60年12月14日
延床面積	9,771.76 m <sup>2</sup>	1,700.72 m <sup>2</sup>
収容台数	413台	93台
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上5階建(6層)	鉄骨造 2階建(3層)
取扱時間	終日	午前7時～午後10時
駐車料金	30分毎に140円	

## 市営駐車場利用状況

年度	中央駐車場		本町駐車場	
	総数	月平均	総数	月平均
平成8	291,626台	24,302台	17,743台	1,479台
9	283,848	23,654	18,409	1,534
10	290,535	24,211	22,070	1,839
11	304,700	25,392	24,359	2,030
12	299,082	24,924	24,612	2,051
13	299,066	24,922	27,491	2,291
14	286,640	23,887	33,124	2,760
15	289,051	24,088	30,264	2,522
16	281,952	23,496	24,211	2,018
17	261,835	21,820	17,619	1,468
18	262,915	21,910	15,282	1,274
19	270,635	22,552	13,315	1,109
20	267,162	22,264	18,863	1,572

## 公園・緑地

公園緑地は、スポーツ、レクリエーションを通して健康な心身の保持、増進機能、環境の維持形成機能、都市景観を向上させる機能、都市防災上の機能のほか、季節を感じさせ、市民に安らぎと潤いを与える機能がある。

そこで、総合公園などの都市基幹公園の整備については、豊かな自然と調和のとれた魅力ある公園づくりを進め、親子で楽しめる施設の整備を図る。また、街区公園などの住区基幹公園は、地域的な均衡を図りつつ整備を進める。緑地については、防災、延焼防止等の都市防災上の機能、大気の浄化等の環境の維持形成機能等をもたらせるとともに憩いと安らぎの場として整備を進める。

なお、市街地を重点として市民に潤いを与えるため、街路の緑化、美化を積極的に図るとともに、公共施設、学校、工場、家庭の緑化を推進する。

市内の公園種別と数

平成21年3月31日現在

公園種別		個所数	面積
住区基幹公園	街区公園	340	50.60ha
	近隣公園	10	17.92
小計		350	68.52
都市基幹公園	総合公園	4	83.17
	運動公園	2	4.53
小計		6	87.70
大規模公園	広域公園	1	19.80
緑地		46	115.36
合計		403	291.38

前記のほか、本市の緑化を推進し、住みよい明るい緑のまちづくりと健全な市民生活を寄与するため、四日市市緑化推進条例を制定(昭和39年2月)、都市の風致を維持するために、四郷風致地区122.8haの指定(昭和50年度)、都市の良好な環境を維持するため、樹木の保存に関する要綱に基づき保存樹の指定(昭和52年度)を行い保存に努めている。

### 花と緑いっぱい補助金交付制度

緑あふれるまちを目指して、市民の皆さんからの寄付を財源とする「四日市市緑化基金」を設けており、その活用事業として平成14年度から「花と緑いっぱい事業」を実施している。これは、花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるため、公園、街路、子ども広場などの公共施設やこれに類する施設に花壇を設置したり緑化を行ったりするボランティア団体等に対して補助金を交付する制度である。具体的には花壇事業と緑化事業とがある。

### 生垣設置助成金交付制度

四日市市緑化基金を活用した制度で、市内に新たに生垣を設置する場合に、費用の一部を助成する。対象となるのは幅員4m以上の道路に面した宅地に、延長2m以上の生垣を設置する個人又は事業所等を有する法人である。(4m以下であっても道路後退実施箇所に生垣を設置するものについては対象になる。)

### 市民緑地制度

緑地の保全と創出を図り、市民の憩いの場を提供するために、民有地を土地所有者から市が無償で5年以上借り受け、必要な施設等を整備する制度である。整備や維持管理は地域団体などが主体となって実施している。

市民緑地名	所在	面積
岡山市民緑地	上海老町・赤水町地内(県地区)	13,114.77m <sup>2</sup>
初瀬ビオトープの谷市民緑地	智積町地内(桜地区)	1,149m <sup>2</sup>
市民緑地かわらだ竹林公園	河原田町地内(河原田地区)	2,181m <sup>2</sup>
市民緑地貝家町のビオトープ	貝家町地内(内部地区)	2,032m <sup>2</sup>
八王子町秋の小径市民緑地	八王子町地内(四郷地区)	16,607m <sup>2</sup>

### 中央緑地(緩衝緑地)

昭和32年以来急速に発展してきた市南部地域の石油化学工業の本格的な稼働に対処するため、昭和41年度から昭和43年度にかけて市南部工業地帯と市中心部市街地を遮断する緩衝緑地として公害防止事業団により建設された。

市中心部から2kmと近距離にあり、体育館、陸上競技場等の運動施設が配置されているため、本来の緩衝緑地としての機能のほか、市民のスポーツ、レクリエーション活動の場として活用されている。

東西約900m南北約400m、総面積28.5haの区域を、中央部より東を静的ゾーンとして公園施設、西の国道1号寄りを動的ゾーンとして体育館を初め陸上競技場、水泳競技場、野球場の各運動施設を配した。特に憩いの場に適するよう芝生広場をできるだけ多くとり、樹木も多く植栽した。

計画決定面積 31.8ha

開設面積 28.5ha

主な施設 体育館(2)、陸上競技場、野球場、水泳競技場、芝生広場、便所(5)

### 霞ヶ浦緑地(緩衝緑地)

この事業は、四日市市の第三コンビナートの操業にともない、発生が予想される大気汚染、その他の産業公害を防止するため、工業地帯と住居地域の間幅150m、延長1,650m、面積22.9haの共同福利施設(緩衝緑地及び運動施設等)を設置することにより、地域の環境水準を質的に向上させるとともに地域住民の福利を図ろうとするものであって、北部地区はプール、植樹地帯等を、南部地区には運動施設、修景施設等を設置している。

また、昭和54年度より緑地へのスムーズな進入と国道23号線の混雑緩和を目的とした立体跨

道橋の建設を行うとともに、緑地内の植樹及び園路整備等を行った。

その後、昭和58、59年度にかけて、電源立地促進対策交付金を受け、霞ヶ浦第1野球場の全面改装を行い、スタンド、夜間照明を有する球場として整備した。

また、平成7年度から全天候型多目的施設として、四日市ドームの建設に着手し、平成9年8月に完成した。

平成19年度には、立体跨道橋の耐震化工事を行うとともに、「霞ヶ浦緑地親しみ空間整備事業」として緑地内のリニューアルに着手し、既存施設の再整備に加え新たにストレッチ器具やサイクリングコース、ジョギングコースなど利用者の健康増進を図ることを目的とした整備を進めている。

計画決定面積 41.1ha

開設面積 27.5ha

主な施設 四日市ドーム、体育館、野球場(2)、サッカー場、オーストラリア館  
プール、運動用舟艇場、便所(4)

#### 北勢中央公園(広域公園)

昭和58年に三重県北伊勢地域の県民を対象とした、スポーツ・レクリエーションの場とした広域公園を四日市市、大安町、菰野町の1市2町に跨がる丘陵地に、北勢中央公園98.1haを都市計画決定して、三重県が県営公園として、整備に着手した。

その後、開始された事業は、用地買収等が順次進み、平成5年7月にはスポーツゾーンの一部が完成以降、現在全体面積の1/5に相当する19.8haが開園され、大いに利用されている。

さらに、園域住民の当公園に寄せる期待は大きく、円滑な事業推進並びに早期完成が待ち望まれている。

都市計画決定面積 98.1ha

開設面積 19.8ha

主な施設 野球場、テニスコート(12面)、芝生広場、大型遊具、噴水他

#### 南部丘陵公園(総合公園)

四日市市南西部の住宅地に隣接した丘陵地に位置し、昭和49年に敷地の大半を占める国有地の無償貸付及び管理委託を受け、自然を生かした総合公園として昭和51年度より事業に着手し、様々な施設を計画的に整備してきた。

平成20年度には、南ゾーンのさくらの里の完成により、公園利用者の憩いの場がさらに広がった。

平成21年度は、防災公園としての機能充実を図るため南ゾーンに備蓄倉庫を設置するとともに、北ゾーンの芝生広場の園路整備を行う予定である。

主な公園施設として、大規模な芝生広場、大型コンビネーション遊具の他、小動物園、デーキャンプ場の施設等もある。その他、公園の大半を占める樹林地にはアカマツ、コナラ等の優良な群落が残っており、野鳥も数多く見られることから、季節毎の花木を多く植栽し、四季折々の散策、観察が楽しめるよう散策園路が設けられており、身近に自然とふれあえる場として多くの利用者の方に親しまれている。

また、南部丘陵公園には、近隣住民の方々によるボランティア活動も活発であり、くりの木の植樹をはじめ、ウメ林、バラ園、ショウブ園の育成にも取り組んでいただいている。

開設面積 47.0ha

主な施設 小動物園、展望台、芝生広場、大型遊具他

#### 垂坂公園・羽津山緑地(総合公園)

昭和63年に建設大臣から防災緑地緊急整備計画の承認を得て、都市開発資金の貸付を受けて用地取得を行い、施設整備についても、平成元年度から3ヵ年の計画で芝生広場(5.1ha)を整備した。また、平成7年度に防災備蓄倉庫の建設を行った。

一方、計画区域内の宅地開発や土取りが進行する等から区域内の良好な緑地を保全するため、平成7年度から環境事業団に垂坂公園の一部13.1haの建設を事業委託し、平成11年度末には、全施設の譲渡を受け、里山に緑を取り戻し、子どもから大人まで利用できる公園として供用開始した。

平成18年1月には、未供用区域のうち9.4haについて事業認可を受け、平成18年度から平成25年度にかけて整備を行う予定であり、幅広い層の市民の方々の日常的なレクリエーションの場として、また、豊かな緑を保全することにより「緑の基本計画」の根幹の一翼を担う施設として整備を進める。

計画決定面積 39.70ha

開設面積 18.5ha

主な施設 防災備蓄倉庫、芝生広場、遊具、展望台、調整池他

# 市街地整備

## 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、「公共施設の整備改善及び宅地の利用増進並びに居住環境の改善」を一体的・効果的に行う都市基盤整備事業であり、市街地を総合的に整備する手法である。

## 四日市市の区画整理の沿革

本市の土地区画整理事業は、戦前、港湾整備・工場誘致・海軍燃料廠建設とあいついで工業化・市街化される塩浜地区一帯を、旧都市計画法に基づく県知事施行による臨海土地区画整理事業として実施したのが最初である。

その後、昭和22年、戦災により焼失した中心市街地の復興を目的に261.1haの復興土地区画整理事業が行われ、次いで産業道路として計画された通称名四国道(現国道23号)の工事に伴い都市改造を目的とした浜田地区(29.6ha)、そして当時県下最大の住宅団地であった笹川団地の造成を目的とした南部丘陵地区(162.5ha)の整備が県施行により行われた。

市施行としては、昭和40年、近鉄四日市駅以西の西浦地区(103.4ha)に着手したのが最初で、35億円の経費と21年の歳月をかけて昭和60年に完成した。続く浜田第2地区(64.0ha)は昭和45年に着手、54億円の経費と17年の歳月をかけ昭和62年に完成した。

民間施行は、宅地造成を目的として個人・共同施行7地区、組合施行27地区の合計34地区で事業が完了し、271.0haが整備されている。このうち、旧楠町では、個人施行1地区、組合施行3地区の計4地区、9.2haが整備済である。

## 現在の施行状況

本市で現在行われている土地区画整理事業は、大別すると施行者の違いにより公共団体施行と組合施行の二つに分けることができる。

公共団体が施行する事業は、都市計画的見地から土地区画整理事業による一体的整備が必要であると判断される場合に行われるものであり、都市基盤の整備が急がれるインナーシティ(面的未整備地区)、スプロール地区(既成市街地隣接地区)などで施行される。

公共団体施行については、末永・本郷地区(平成2年度～平成24年度〔清算期間を含む〕)において平成17年度までに都市計画道路を始めとする地区内の道路整備がほぼ完了し、現在換地処分に向け準備中である。

組合施行による土地区画整理事業は、地権者が自主的に組合を組織して事業を行うものであり、名実ともに住民主体のまちづくりである。本市においても組合施行により民間活力を導入して都市機能や住環境の向上を図るため、組合運営の指導および技術援助を行い、健全な市街地の整備を進めている。

現在施行中の午起土地区画整理事業は、橋北地区の住環境整備の一環として実施されている。平成20年9月に新たに楠町本郷川北第2地区(0.7ha)において組合が設立され、施行中の地区は2地区となっている。

土地区画整理事業概要一覽

平成21年3月31日現在

	地区名	施工者	認可公告 年月日	施行		減歩率		公共用地率		総事業費 (千円)
				年度	面積 (ha)	公共 (%)	合算 (%)	施行前 (%)	施行後 (%)	
施行済	桜台	共同	S50.1.28	49~51	1.2	48.20	74.45	1.03	48.74	68,324
	花本	"	S51.2.10	50~51	0.5	14.06	22.49	1.24	15.14	3,590
	中里	個人	S56.6.5	56~57	5.2	26.50	26.50	0	26.50	358,561
	白山	共同	S62.3.6	61~1	4.2	26.15	45.78	2.28	27.83	464,931
	山城東山	"	H 1.2.25	63~4	4.1	27.02	51.33	1.14	27.85	652,400
	笹川南	個人	H 9.3.28	8~12	3.7	23.33	28.13	0.16	23.45	402,665
	本郷川北	"	H 6.9.27	6~7	0.5	16.99	40.43	4.40	20.60	97,668
	(小計)	7			19.4					2,048,139
	東住吉	組合	S42.12.12	42~43	1.8	2.71	2.71	3.33	5.95	1,320
	山畑	"	S46.7.9	46~48	10.1	23.78	41.95	4.24	27.01	122,550
	垂坂	"	S46.12.8	46~48	9.2	21.84	38.63	5.00	25.75	121,074
	山麓	"	S46.12.8	46~49	12.3	24.20	37.65	5.16	28.11	127,470
	石塚	"	S47.9.22	47~48	1.8	17.50	37.33	3.16	20.11	39,729
	小杉大谷	"	S48.10.9	48~51	9.6	18.03	44.93	0.38	18.35	427,900
	東坂部	"	S48.10.26	48~49	0.5	12.24	26.74	10.62	21.57	6,841
	別名	"	S53.5.19	53~54	2.3	17.02	23.97	5.26	21.40	80,058
	いつき	"	S56.2.10	55~58	2.0	19.67	41.43	8.76	26.71	177,284
	安島	"	S52.10.3	52~61	0.8	2.95	2.95	10.20	12.70	161,656
	山之神谷	"	S60.1.11	59~63	7.8	24.29	49.56	6.94	29.54	769,382
	西坂部	"	S60.11.19	60~62	2.0	22.85	50.18	0	22.85	240,240
	采女	"	S61.12.9	61~6	39.2	33.73	63.65	2.48	35.37	5,601,075
	浮橋	"	S62.4.21	62~1	2.0	23.53	43.71	0.74	24.09	218,114
	桜	"	S62.11.6	62~4	18.8	33.99	72.33	2.69	35.77	2,286,000
	桜今井	"	H 5.7.20	5~8	3.4	24.72	45.88	15.19	36.15	478,325
	伊坂	"	S62.1.20	61~9	37.2	21.89	57.16	2.34	23.72	6,180,000
	東垂坂	"	H 7.12.22	7~10	0.6	19.66	32.78	0.90	20.40	73,000
	垂坂郷川・新貝	"	H 7.1.13	6~11	6.6	30.06	40.74	3.30	32.38	804,582
	桜駅西	"	H 7.12.5	7~11	1.2	25.58	42.80	15.96	37.46	206,962
	別山	"	H 5.11.30	5~12	26.3	31.90	62.00	6.92	36.61	5,691,158
	小牧町南	"	H 5.3.30	4~12	16.0	26.18	50.57	5.97	30.59	2,820,000
	波木采女	"	H 4.4.24	4~13	27.2	32.06	60.80	2.71	33.90	4,757,029
	波木	"	H 9.1.24	8~17	4.2	29.02	50.00	3.98	31.85	766,883
	本郷	"	S51.10.1	51~52	1.9	14.56	26.42	3.10	17.20	59,000
	本郷川北	"	S58.12.9	58~60	4.8	14.71	28.18	10.12	23.35	268,855
	北五味塚東町	"	H 5.8.6	5~10	2.0	15.56	32.45	9.20	23.30	295,865
	(小計)	27			251.6					32,782,352
	臨海	県知事	S16.3.19	15~27	150.8					31,071
	四日市	"	S22.9.16	22~51	261.1	21.68	23.21	15.09	34.96	1,795,160
	南部広陵	県	S39.12.26	39~44	162.5	15.54	41.59	5.17	25.12	2,268,000
	浜田	"	S36.7.24	36~45	29.6	14.75	14.75	19.60	28.90	589,526
	西浦	市	S40.3.15	39~2	103.4	21.30	25.00	8.74	28.22	3,537,000
	浜田第二	"	S45.10.15	45~3	64.0	17.28	21.71	13.38	28.26	5,469,000
	(小計)	6			771.4					13,689,757
	(合計)	40			1,042.4					48,520,248
	午起	組合	S62.8.25	62~23	10.0	12.63	12.63	18.84	28.76	1,169,000
本郷川北第2	組合	H20.9.29	20~21	0.7	11.22	36.42	17.54	26.80	76,800	
(小計)	2			10.7					1,245,800	
末永本郷	市	H 2.8.20	2~24	24.8	21.25	21.25	19.67	31.78	15,390,000	
(合計)	3			35.5					16,635,800	
計	43			1,077.9					65,156,048	



# 中心市街地整備

## 中心市街地活性化事業

中心市街地活性化基本計画に基づき、定住人口の増加を図る。

地区名	地区面積	事業手法	進捗状況	施設概要等
諏訪新道第1地区	0.24ha	市街地再開発事業 (個人施行)	完成 (H8.2)	店舗(519㎡)住宅(112戸) 駐車場(122台)地上15階、 延床面積12,024㎡
諏訪新道第2地区	0.19ha	優良建築物等整備事業	完成 (H13.11)	店舗(290㎡)住宅(82戸) 駐車場(84台)地上15階、 延床面積9,003㎡
諏訪新道第3地区	0.18ha	優良建築物等整備事業	完成 (H20.3)	店舗(85㎡)住宅(53戸、うち店舗兼住宅1戸) 駐車場(37台)地上15階、 延床面積4,826㎡
沖の島第1地区	0.22ha	優良建築物等整備事業	完成 (H6.7)	店舗(316㎡)住宅(96戸) 駐車場(60台)地上14階、 延床面積9,177㎡
沖の島第2地区	0.17ha	優良建築物等整備事業	完成 (H8.9)	店舗(150㎡)住宅(65戸) 駐車場(57台)地上15階、延床面積6,299㎡
諏訪町第1地区	1.10ha	市街地再開発事業(組合)	協議中	これまでの協議経過を踏まえ、新たな事業展開に向けての組合活動を継続する。

## 土木・建設

### 市内の道路と舗装状況

激増する車交通の円滑化を図るため、市内の国道、県道、幹線市道等の整備と合わせて、バイパス的道路計画の促進に努めている。また、日常生活の足となる道路の改良及び狭隘部分の拡幅事業、舗装の新設、再舗装等整備に取り組んでいる。

(平成21年4月1日現在)

種 別	本 数	実施数	舗 装		未舗装
			延 長	舗装率	延 長
国 道	9	112.4km	111.2km	98.9%	1.2km
県 道	34	163.5	154.9	94.7	8.6
市 道	7,865	2,127.9	1,855.8	87.2	272.1

### 市内の河川

市管理河川は、93河川(総延長119.65km)を有し、このうち23河川(延長50.89km)を準用河川として指定している。

現在、準用河川3河川の改修を重点に推進しているほか、普通河川および排水路の計画的、効果的な整備に努め、適正な維持管理を行っている。また、洪水の発生を未然に防止するため、洪水調整池の適正な維持管理を行っている。

「みんなで取り組む雨に強いまちづくり」として、河川流域の保水、遊水機能の保全に努めるなど、四日市市総合治水対策を推進している。

種 別	本 数	総延長	主 な 河 川 名
1 級 河 川	7	51,650m	内部川、鈴鹿川など
2 級 河 川	9	60,186	朝明川、海蔵川、三滝川、鹿化川、天白川など
市管理河川	93	119,653	うち準用河川指定23、延長50,893m

### 橋梁状況

市内の木造を永久橋化構造に架け換え、通路間を有機的に接合するため橋の新設を行うとともに、狭隘な橋の拡幅を行うなど、橋梁の整備に努めている。

(平成21年4月1日現在)

種 別	橋 数	延 長
総 数	1,194	12,389.5m
永 久 橋	1,177	12,326.3
非 永 久 橋	17	63.2

#### 道路、河川又は水路の境界確認

市が管理する道路、河川又は水路(官地)と、それに接した土地(民地)との境界線について、現地で「立会い」を行い、確認している。

年 度	件 数
平成18年度	1066件
平成19年度	1045件
平成20年度	950件

#### 道路、水路用地の確保

生活道路や水路の用地の寄附を受け付け、道路、水路を改良し、住環境の向上を図っている。

年 度	筆 数	面 積
平成18年度	158筆	3,636.96m <sup>2</sup>
平成19年度	235筆	8,974.62m <sup>2</sup>
平成20年度	233筆	9,604.01m <sup>2</sup>

# 交通安全対策

交通事故の防止のため、関係機関との連携のもとに交通安全思想の普及ならびに交通安全教育の推進、交通安全施設の整備、放置自転車対策事業等を施策の重点とし、事業の推進を図っている。

## 1.交通安全思想の普及

### ・交通死亡事故抑止対策事業

近年の交通事故の全国的な傾向は、高齢者の死傷者が高水準で推移しており、本市においても、過去3年間の交通死者の内、平成18年が23人中12人(52.2%)、平成19年が19人中10人(52.6%)、平成20年が11人中6人(54.5%)と、最近の3年は概ね2人に1人が65歳以上の高齢者で占められている。

高齢者が交通死者の大きなウエイトを占めていることから、特に、高齢者を対象とした地域ぐるみの活動を展開する。

### ・交通安全運動の推進及び広報活動の充実

子どもと高齢者の安全確保を第一に、四日市市交通安全協議会を中心として、関係機関、団体と密接な連携を保ちながら官民一体の広報活動を実施する。特に、死亡事故に占める高齢者の割合が高いことから、高齢者に対する交通安全研修会等参加実践型研修会を実施する。さらに、四季の交通安全運動においては、高齢者の事故防止、飲酒運転の根絶、シートベルトの着用の徹底に重点をおいて各種啓発事業や街頭啓発を中心としたキャンペーン活動を実施する。

### ・交通安全教育の推進

子どもの交通安全指導体制の充実を図るため、平成20年度から四日市市交通安全協議会内に交通安全教育指導員8名を配置し、四日市市における恒常的な交通安全教育制度が確立されたことから、今後、子どもと高齢者を対象に活動を活発化させ、交通安全意識や交通安全行動の向上を図る。また、通学路等を中心に通行者の交通ルールの遵守とマナーの向上のため、通学路交通安全キャンペーン等の啓発活動を実施する。

## 2.交通安全施設整備事業

年々増加する自動車交通に対し、歩行者の通行保護と自動車運行の安全を図ることが大切であり、歩行者および自転車利用者の安全と事故防止を目標とした交通安全諸施設の整備に取り組んでいる。

工 種		路 線 名	事 業 量
国補事業	歩道の整備	金場新正線	230m
市単独事業	歩道設置、防護柵、道路照明、道路反射鏡、区画線他	市内一円	一式

### 3. 放置自転車対策事業

「四日市市自転車等放置防止条例」に基づき、放置自転車等の巡視、指導、警告及び啓発活動を実施する。また、効果的な放置自転車対策を実施するため、関係機関・団体と協力して自転車駐車場の整備、駐輪マナーの啓発、放置自転車の撤去等を実施する。さらに引き取りのない自転車は資源の有効利用を図るためリサイクルを実施する。

・放置自転車移動台数3,235台(うち返還台数691台、リサイクル452台)……………平成20.4.1～21.3.31

### 市営自転車駐車場整備状況

(平成21年3月31日現在)

駐 車 場 名(場所)	面積	収容台数	駐 車 場 名(場所)	面積	収容台数
近鉄四日市駅南	1,099m <sup>2</sup>	1,579台	近鉄赤堀駅北	216m <sup>2</sup>	100台
本町駐車場(三和商店街)	250	100	近鉄南日永駅西	108	110
近鉄富田駅西	188	280	近鉄北楠駅	303	400
近鉄富田駅西(水路上)	250	250	近鉄楠駅	614	480
近鉄富田駅東	254	250	近鉄泊駅前	172	100
近鉄霞ヶ浦駅前	239	130	三岐大矢知駅前	211	100
近鉄阿倉川駅前	579	550	三岐平津駅前	75	50
近鉄川原町駅北	101	100	三岐暁学園前駅(市道高架下)	210	190
近鉄新正駅前	60	60	三岐山城駅北	285	220
近鉄海山道駅東	30	20	三岐山城駅南	140	60
近鉄塩浜駅東	234	290	三岐保々駅前	250	110
近鉄塩浜駅西	113	120	三岐北勢中央公園口駅前	100	100
近鉄中川原駅前	177	160	JR四日市駅前(路上)	143	130
近鉄伊勢松本駅前	274	250	JR河原田駅南	217	120
近鉄川島駅南	340	250	JR南四日市駅前	150	100
近鉄桜駅南	323	200	JR富田駅前(東口)	110	150
近鉄桜駅北	425	330			
近鉄日永駅前	260	150	合 計	8,500m <sup>2</sup>	7,589台

### 交通事故相談事業

多様化、複雑化していく交通事故の発生に伴う事故当事者の諸問題を解決するため交通事故相談を実施する。

(平成20年度中)

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
賠償責任者	2	債務不履行	0	各種福祉施設の利用	2
賠償額の算定	29	自賠償保険請求等	144	各種援護措置の利用	27
過失程度	121	労災・社会保険の利用	13	その他	70
示談の仕方	142	訴訟調停の利用	70	合計	629
示談解決後の変更取消	2	生計の維持	7		

#### 道路占用許可件数

道路の占用許可並びに加工の承認に関する業務は、道路の維持管理の面から重要であり、これの適切な指導に努めている。

電柱、広告塔、その他類する工作物	545件
地下埋設物	1,061件
露店、商店、置場、足場等	79件
看板、標識、アーチ等	25件

## 住宅施策

近年、住宅や住環境に対する市民ニーズは、少子高齢化への対応、災害に強いまちづくり・住まいづくりへの要請、環境問題への取組など多種多様になってきています。

市では、こうした動向をふまえ、平成12年度に策定した住宅マスタープランに基づき、的確な市営住宅の供給・管理、住宅のバリアフリー等高齢者住宅対策の推進、住まいに関する情報の整理と発信を重点実行施策として取り組んでいます。

市営住宅施策では、老朽化した大瀬古新町団地の建替整備を、民間活力を活用した手法により平成17年度に完成させました。この建替事業は「住みやすい住宅地形成に寄与する市営住宅団地」への再生を目指し、誰もが安心して暮らせるようにユニバーサルデザインの考え方に基づいて施設整備を行っております。今後も市営住宅の整備を進めていく中で、ユニバーサルデザインの推進を図っていきます

また、市営住宅の適正な維持管理のため計画的な修繕を行うとともに、段差の解消、手すりの設置など障害者及び高齢者向けのバリアフリー化も計画的に実施しています。

市営住宅使用料の滞納問題については、専任体制を組んで入居者個々の状況を勘案しながら督促、訪問等を繰り返しながら納付指導を行い、適正な家賃収納に一層努めています。

### 市営住宅団地別概要

(平成21年4月1日現在)

市営住宅(27団地、3,057戸)									
団地名	地区	管理戸数	構造					敷地面積(m <sup>2</sup> )	建設年度
			木造	簡平	簡二	耐二	中耐		
浜町	中部	36			12		24	2,171	S26、S27
城西町	常磐	4	4					3,037	S28
石塚町	常磐	112	58	42	12			23,746	S28、S34
曙町	中部	88			16		72	11,451	S28、S29
泊ヶ丘町	日永	73	19	46	8			12,635	S30、S31
松寺町	大矢知	3	3					3,326	S32
大瀬古新町	日永	120					120	16,459	H16、17
小鹿が丘	四郷	81	33	48				18,740	S33
高花平	四郷	450	4	168	166		112	55,845	S35-S46
あさけが丘	下野	267		98	61		108	31,186	S40-S43
茂福	富田	112					112	15,361	S40-S43
天白町	日永	53		23	30			10,746	S41-H4
登城山	日永	64					64	34,366	S41-S43
坂部が丘	三重	394		106	96		192	42,140	S43-S46
小牧町	保々	43			22	6	15	7,509	S55、H8
寺方町	神前	32		20	12			8,379	S45-S62
前田町	日永	180				24	156	13,636	S46-S58

赤堀町	常磐	68		28	40			4,582	S46-S57
三重	三重	699		53	134		512	68,026	S47-S56
北条町	中部	20					20	1,703	S55
東新町	橋北	38					38	5,386	S62
丸の内町	富田	18					18	4,628	H1
西伊倉町	常磐	50					50	12,167	H4、H6
内部泉町	内部	24					24	4,221	H5
楠旭町	楠	4				4		320	H4
楠新浜町	楠	4			4			215	H13
末永・本郷 再開発住宅	橋北	20					20	1,066	H6
合計		3,057	121	632	613	34	1657		

- ・高齢者対応型住宅...三重団地 45戸、東新町 8戸、丸の内町 2戸、坂部が丘 28戸、西伊倉町 9戸、内部泉町 2戸、高花平 11戸、小牧町 8戸、あさけが丘 13戸、大瀬古新町 117戸 計 243戸
- ・身体障害者対応型住宅...三重団地 26戸、内部泉町 1戸、坂部が丘 4戸、あさけが丘 1戸、高花平 5戸、大瀬古新町 3戸 計 40戸
- ・多人数世帯向け住宅...西伊倉町 1戸、内部泉町 1戸、あさけが丘 33戸、高花平 16戸、坂部が丘 12戸 計 63戸

平成20年度市営住宅定期募集申込状況

(随時募集は除く)

	募集対象区分	募 集 団 地	公募戸数	応募者数	応募倍率
第1回 空家補充募集	一般向け	三重・前田町外	18	126	7.0
	高齢者世帯向け	三重・坂部が丘外	6	7	1.2
	障害者世帯向け	高花平・三重外	3	2	0.7
	単身者(団地指定なし)		3	42	14.0
	合 計		30	177	5.9
第2回 空家補充募集	一般向け	三重・前田町外	14	117	8.4
	高齢者世帯向け	三重・坂部が丘	2	7	3.5
	障害者世帯向け	高花平	1	0	0.0
	多人数世帯向け	高花平	2	2	1.0
	単身者(団地指定なし)		3	47	15.7
合 計		22	173	7.9	
第3回 空家補充募集	一般向け	三重・西伊倉町外	15	156	10.4
	高齢者世帯向け	三重	1	1	1.0
	障害者世帯向け	三重・高花平	2	2	1.0
	多人数世帯向け	西伊倉町・高花平	2	8	4.0
	単身者(団地指定なし)		4	62	15.5
合 計		24	229	9.5	
平成20年度総合計			76	579	7.6



